

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年2月28日～2019年3月6日)

平成31年(2019年)3月8日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> ドゥルキエヴィチ候補がグダンスク市長に当選 ドゥダ大統領、スロバキアを訪問 ザハリエヴァ・ブルガリア外相の来訪 ポーランド空軍Mig-29戦闘機墜落 シピラ・フィンランド首相の来訪								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> 政府、チェコと共同で廃棄物不法投棄を行う犯罪組織の取締を開始すると発表 ウクライナのハンガリー文化施設への放火を試みたポーランド人極右団体構成員らの裁判 運転免許証の仕様変更 ワレサ元大統領ら著名政治家に殺害予告を送付した人物の拘束 警察、大気汚染対策の一環として整備不良車に対する取締を強化 国境警備隊、イラン人密入国者を拘束 ドルノシロンスキエ県で発生した路上強盗事件 新たな国家警護局(SOP)局長の就任 犯罪組織による資金洗浄の摘発								
<b>経済</b> 財務省、資本市場開発戦略案を公表 フィッチ、ポーランド政府の新政策にコメント 英国のEUからの「合意無き離脱」への備え 政策金利の動向 2月の購買担当者景気指数(PMI) セキュリティ研究機関NASK、華為技術製品を選択せず ポーランドにおける5G関連動向 ポーランド化学メーカーの中国との協力 日EU経済協力協定(EPA)の動向 廃棄物管理に係る新プログラム トフジェフスキ・エネルギー大臣、シロンスク地方のエネルギー転換について発言 電気料金関連を案にドゥダ大統領が署名								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い パスポートダウンロード申請書の御案内 平成31年度前期分教科書の配布に関する御案内 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事 在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

## 政 治

### 内 政

#### ドゥルキエヴィチ候補がグダンスク市長に当選【4日】

4日、グダンスク選挙管理委員会は、1月14日に刺殺されたアダモヴィチ市長の後任選出のために3日に実施された市長選挙で、前・第一副市长で前市

長逝去後は市長代行を務めていたドゥルキエヴィチ候補が82.22%の得票率により第一回投票で当選したと発表した。

### 外交・安全保障

#### ドゥダ大統領、スロバキアを訪問【2月28日】

28日、ドゥダ大統領は、ブカレスト9(B9)首脳会合への出席のためスロバキアのコシツェを訪問した。同会合には、B9(バルト三国、V4、ルーマニア及びブルガリア)の各大統領の他、ストルテンベルグNATO事務総長が出席し、欧州及び近隣地域の安全保障について協議し、NATO創設70周年、スロバキア等の中東欧諸国のNATO加盟15周年、効果的な集団防衛の重要性、ウクライナ、黒海及びバルト海情勢、ロシアの活動、偽情報対策等に言及した共同宣言を採択した。

#### ザハリエヴァ・ブルガリア外相の来訪【2月28日】

28日、チャプトヴィチ外相は、ワルシャワを訪問したザハリエヴァ・ブルガリア外相と二国間問題、西バルカン諸国との関係、EU及びNATOにおける協力、エネルギー政策について協議した。両外相は、ノーディールでのBrexitは最悪のシナリオであり、EUにとって甚大な損害であるとの考えで両国が一致したと述べた。

#### ポーランド空軍Mig-29戦闘機墜落【3月4日】

4日、ポーランド空軍、マルボルク基地所属のMig-29戦闘機がベングロフスキ地域(ワルシャワ東方約70km)に墜落した。墜落地点は森林地帯であり、住民等への被害はなく、パイロットも緊急脱出し生存が確認されている。墜落原因は、現在調査中であるものの、同機は飛行中、突然コックピットの気圧が低下する異常が発生したと公表されている。同機は当面の間、運用を一時中止するとともに、国防省では新型の戦闘機の導入が急がれている。

#### シピラ・フィンランド首相の来訪【3月6日】

6日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワでシピラ・フィンランド首相と、2021-2027年の多年度財政枠組み、気候政策について協議した他、二国間の経済協力の評価も行った。コプチンスカ政府報道官は、両首相は、デジタル分野を含む単一市場の発展及び欧州理事会議長国としてフィンランドが予定している優先事項についても協議したと述べた。

## 治 安 等

#### 政府、チェコと共同で廃棄物不法投棄を行う犯罪組織の取締を開始すると発表【2月28日】

コヴァルチク環境大臣は、チェコとの間で、廃棄物不法投棄を行う犯罪組織の取締に関する協力協定を締結したと発表した。コヴァルチク大臣は、即応部隊の設立について言及し、警察、税関、財務当局の連携を強化して同犯罪組織への対処能力を強化すると述べた。両国では、国境をまたいだ廃棄物の移動が課題となっており、同大臣によればポーランドでは、英国、ドイツ、チェコから違法に廃棄物が持ち込まれるケースが多いとされる。

#### ウクライナのハンガリー文化施設への放火を試みたポーランド人極右団体構成員らの裁判【3月4日】

4日、ウクライナのザカルパチア・ハンガリー文化財団への放火を試みたポーランド人極右団体構成員ら3人に対する裁判がクラクフで始まった。同事件は、2018年2月4日に発生したもので、事件の数日

後にポーランド人3人が公安庁(ABW)によって拘束されている。同事件の首謀者とされるアドリアン・M(個人情報保護のため拘束後は姓は非公表)は、ウクライナ在住のハンガリー系少数民族とウクライナとの関係を悪化させるため、放火を試みたと供述しており、放火の報酬としてドイツの極右系雑誌「Zuerst!」の編集者から2,000ズロチを受け取ったとも述べている。なお、同編集者は、事件への関与を否定した。

#### 運転免許証の仕様変更【3月4日】

インフラ省は、2019年3月4日以降に発行される免許証に関し、所持者の居住地住所記載を廃止すると発表した。これに伴い、転居や通り名の変更時に免許証を再発行する義務がなくなる。同変更は、2019年2月25日付インフラ省令によるもので、これまでに発行された運転免許証は表示された有効期限まではこれまでどおり使用でき、住所変更に伴う

**ワレサ元大統領ら著名政治家に殺害予告を送付した人物の拘束【3月5日】**

ブルジンスキ内務・行政大臣は、ワレサ元大統領及びポーランドの主要都市の市長10人に殺害予告を送付した疑いでクラクフ在住の28歳の男を拘束したと述べた。男は容疑を認めている。脅迫状には空薬きょうとともに、1月14日に暴漢によって殺害された故アダモヴィチ・グダンスク市長の写真等が同封されていたとされる。容疑者には、3年以下の自由剥奪が課せられる見込み。

**警察、大気汚染対策の一環として整備不良車に対する取締を強化【3月5日】**

5日、警察は、大気汚染対策の一環として、ポーランド全土で整備不良車に対する取締強化を開始した。同取締には5,000人以上の警察官が動員され、整備不良が疑われる車両の車検証を確認すると共に、排出ガスについても規定の水準に収まっているか検査した。整備不良が判明した場合、車両所有者には500ズロチの罰金が科せられる。ポーランドではスモッグ等による大気汚染の深刻化が問題となっており、警察は2018年中に、車両25万台を対象に検査を実施している。

**国境警備隊、イラン人密入国者を拘束【3月5日】**

国境警備隊は、クラクフ空港で、ギリシアの偽造身分証を使用して密入国を試みたイラン人を拘束した。同イラン人は、ギリシアで数年間生活しており、難民として期間限定の在留許可を得ていたが、同地での在留資格更新ができなくなったためポーランド経由でドイツへ移動することを決意し、密入国斡旋業者に700ユーロを払って偽造文書を手配したと供述して

いる。

**ドルノシロンスキエ県で発生した路上強盗事件【3月6日】**

警察は、2月24日にドルノシロンスキエ県ルヴヴェク・シロンスキで発生した路上強盗事件に関与した疑いで男1人を拘束したと発表した。同事件は、深夜コンビニエンスストアの前で談笑していた男性4人が通りがかりの男2人に突如暴行され金銭を奪われたもので、被害者の1人は重傷を負い現在も入院している。実行犯の1人は現在も逃走しており、警察は監視カメラの画像を公開するなどして情報提供を呼びかけている。

**新たな国家警護局(SOP)局長の就任【3月6日】**

6日、ブルジンスキ内務・行政大臣は、クシシュトフ・クロルSOP副局長を新たなSOP局長に任命した。クロル新局長は、ミコフスキ前局長と同様、警察の出身で、2018年からSOPで勤務している。当初、SOP新局長に就任すると目されていたパヴェウ・ティムスキSOP副局長(SOPの前身であるBORの出身)は、副局長に留任している。

**犯罪組織による資金洗浄の摘発【3月6日】**

6日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整大臣付のジャリン報道官は、公安庁(ABW)が資金洗浄に関与した疑いで犯罪組織を摘発したと発表した。同組織は、ポーランド人及びベトナム人によって構成され、50億ズロチ以上を違法に送金し、資金洗浄を行っていたとされる。ABWに拘束された容疑者には、大銀行や企業の幹部も含まれる。資金はポーランド国外60か所以上に分散して送金されており、主な送金先は、中国、ベトナム、香港、米国であった。

経	済
---	---

経済政策
------

**財務省、資本市場開発戦略案を公表【3月1日】**

2月28日、財務大臣は資本市場開発戦略案を公表した。同戦略は、市場の信用強化、個人投資家の保護及び安定した規制の導入支援、新技術の活用等を含む内容となっており、取引費用、関税、金利手数料の削減の必要性を強調し、証券発行者及び投資家への税優遇措置や税務管理改善、規制改革等の措置が提案されている。同戦略はパブリック・コンサルテーション及び各省協議の他、金融機関の諮問に付されており、3月21日までコメントを受け付けている。

**フィッチ、ポーランド政府の新政策にコメント【3月4日】**

格付機関フィッチは、政府が2月末に発表した景気刺激策に関し、主に家計消費に直接裨益し、経済成長への裨益効果は小幅に留まると予測している。また、投資の低迷により2020年のGDP成長率は3%まで低下すると見ており、政府が追加財源を確保できなければ、財政赤字の対GDP比はEUの財政ルール(3%以内)の限度近くの水準まで達すると指摘した。

**英国のEUからの「合意なき離脱」への備え【3月5日】**

5日、閣僚評議会は、英国がEUから「合意なき離脱」を行った場合に備え、ポーランド人及びポーランド企業を保護するための関連法案を採択した。

これらの法案は、ポーランド国民の滞在許可や権利、社会保障を維持することを主眼に置いている。ポーランドは、英国との間で既に両国民の権利の等価性を維持するための合意に署名しているほか、通商に関しては、両国において全ての共通認証を9～12か月維持することとしている。

### 政策金利の動向【3月6日】

金融政策委員会は、政策金利を1.5%で維持することを決定した。グラピンスキ中央銀行総裁は、委員会後の記者会見において、政府が表明した拡張的財政政策に拘らず、2020年末まで中央銀行の方針変更はないことを確認した。

## マクロ経済動向・統計

### 2月の購買担当者景気指数(PMI)【3月1日】

IHS Markitによると、2月の購買担当者景気指数(PMI)は、47.6ポイントとなり、4か月連続で

景気の拡大・縮小の分岐点である50ポイントを下回った。新規受注の減少及びドイツの需要低迷による輸出の下落が進んだ。

## ポーランド産業動向

### セキュリティ研究機関NASK、華為技術製品を選択せず【2月28日】

デジタル省所管のセキュリティ研究機関である教育科学ネットワーク(NASK)は、ポーランドの学校における公衆ネットワーク(OSE)開発に関する入札で、華為技術(Huawei)製品を落札しなかった。当地の大手通信事業者 Orange Polska は、華為技術製デバイスを使用し、応札企業の Comp よりも安価な価格(200万ズロチ)を提示していた。華為技術製品が選ばれなかった理由は、明らかにされていない。

ーランド南西部のブジェク・ドールヌイへの投資の可能性を検討している。具体的には有機カーボンや自動車・電化製品向けの電池の生産に関する協力が想定されている。

### 日EU経済協力協定(EPA)の動向【3月5日】

日EU・EPAは、ポーランドの輸出企業、特に食品部門にとって実質的な変革をもたらすと見られている。同EPAでは技術的な非関税障壁も撤廃され、双方の貿易額から史上最大の通商協定とも言われており、EUの輸出額が30%増加すると見込まれている。また、EUはベトナムやシンガポールとの通商協定の批准待ちの状況にあり、東アジアにおける通商環境は整いつつある。

### ポーランドにおける5G関連動向【3月4日】

通信事業者P4 は“5G-Ready”というキャンペーンを立ち上げた。同社のジャン・マルク・ハリオン社長は、自社のネットワークを5G用に更新するとともに、2019年9月までに国内6か所に5G区域を開設すると述べた。5Gネットワークは、従来の4G(LTE)の3～4倍の通信速度があるとされる。また、通信業者 Hava Telekom は、華為技術(Huawei)と5G技術開発に関して協力していくとしている。

### 廃棄物管理に係る新プログラム【3月6日】

環境保護水管理国家基金(NFOSiGW)は、EU基金1,000万ズロチを財源に、廃棄物管理に係る新プログラムを開始予定である。同プログラムは廃棄物関係のインフラ構築を目指す自治体や企業を支援するものとなっている。ただし、EUの廃棄物関連に係る方針がリサイクル及び廃棄物分別となっているため、焼却プラントの建設・拡張や機械・生物プロセスの設置は支援対象外となっている。

### ポーランド化学メーカーの中国との協力【3月4日】

ポーランドの化学メーカーPCC Rokita は、中国の山東石大勝華化工集団(Shida Shenghua)と、ポ

## エネルギー・環境

### トフジェフスキ・エネルギー大臣、シロンスク地方のエネルギー転換について発言【3月4日】

トフジェフスキ・エネルギー大臣は、ポーランドは石炭エネルギーへの依存が大きく、EU目標達成のためには大きなエネルギー転換が必要であり、同転換の社会的受容等が課題と述べた。特にシロンスク地方に関しては、政府による大規模支援が必要であると、新たな職・機会の創造等のための

資金の必要性を指摘した。

### 電気料金関連を案にドゥダ大統領が署名【3月5日】

ドゥダ大統領は、電気料金に関する改正法案に署名した。さらに同法で電気料金に係る全ての関連契約を対象とするとされている。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年3月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

**「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

**パスポートダウンロード申請書の御案内**

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う

方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

### **平成31年度前期分教科書の配布に関する御案内**

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住で平成30年9月末日までに大使館に「在留届」を提出している邦人子女を対象に、日本の小、中学生用の教科書(平成31年度前期分)を配布しています。

御希望の方は『教科書申込書』を入手の上、該当事項を記入して、下記の申込先に送付してください。ワルシャワ日本人学校の児童、生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配布いたしますので、申し込みの必要はありません。なお、教科書自体は無償ですが、郵送による受取りを希望される方については、大使館(ワルシャワ市)から「着払い」にて送付するため送料が発生します。あらかじめ御了承ください。

教科書申込書のリンク:<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukasho31.1semester.pdf>

申込先:[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp) (Eメールの場合)

22-696-5006 (FAXの場合)

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa (郵送の場合)

### **日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について**

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00346.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html))を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

### **国際機関への就職に関心がある皆様へ**

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00, Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

### **【開催中】 展覧会「和紙の不思議。紙の秘密」【2月9日(土)～3月31日(日)】**

クラクフ市の日本美術技術博物館 Manggha にて、和紙展が開催中です。  
開催場所: マウオポルスカ県, クラクフ市, 日本美術技術博物館, ul. M. Konopnickiej 26  
詳細: <http://manggha.pl/wystawa/washi-no-fushigi-tajemnica-papieru>

**【開催中】 展覧会「美しい東北の手仕事」【3月2日(土)～24日(日)】**

ワジェンキ公園において、展覧会「美しい東北の手仕事」が開催中です。入場は2, 5(割引)～5ズロチで、木曜日は入場無料です。

開催場所: ワルシャワ, ワジェンキ公園, Podchorążówka

詳細: <https://www.lazienki-krolewskie.pl/pl/wydarzenia/thoku-japonskie-rzemioslo-artystyczne>

**【予定】 講演会「カローリーナ・ステチェンスカ」【3月11日(月) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、女流棋士カローリーナ・ステチェンスカに関する講演会が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

**【予定】 講演会「日本の新世代アニメーション」【3月13日(水)15:00】**

ワルシャワ美術大学において、東京藝術大学の伊藤有孝教授による講演が開催されます(日本語、ポーランド語訳)。入場は無料です。

開催場所: ワルシャワ, ワルシャワ美術大学ホール, ul. Wybrzeże Kościuszkowskie 37/39

詳細: <https://asp.waw.pl/2019/02/25/wyklad-prof-yuichi-ito-polaczony-z-pokazem-filmow-animowanych/>

**【予定】 風呂敷ワークショップ【3月18日(月) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、ポーランド日本情報工科大学のエヴァ・マツキエヴィッチ教授による風呂敷ワークショップが開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

**【予定】 ポーランドと日本。100年間の経験【3月22日(金)】**

ルブリン市にて、マリー・キュリー・スクウオドフスカ大学政治学部主催による『ポーランドと日本。100年間の経験』が開催されます。日本の政治や文化などについて講演会が予定されています。

開催場所: ルブリン, マリー・キュリー・スクウオドフスカ大学, Plac Litewski 3

詳細: <https://www.umcs.pl/pl/politologii,49.htm>

**【予定】 日本語弁論大会【3月23日(土) 12:30】**

在ポーランド日本国大使館広報文化センターにて、第40回日本語弁論大会が開催されます。ポーランド人日本語学習者(高校生及び大学生)による日本語のスピーチと質疑応答が披露されます。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター, Al. Ujazdowskie 51

詳細: [https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/benron.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/benron.html)

**【予定】 ポフシン植物園での日本月間【3月23日(土)～5月5日(日)】**

ワルシャワにて、ポーランド科学アカデミーの植物園・ポフシン生物多様性保全センター主催による『ポフシン植物園での日本月間』が開催されます。日本に関する写真展、折り紙・書道ワークショップ、苔玉・わびくさ・生け花ワークショップ、着物デモンストレーション、日本食フェスティバルなどが予定されています。

開催場所: ワルシャワ, ポフシン植物園, ul. Prawdziwka 2

詳細: <https://www.ogrod-powsin.pl/>

**【予定】 第4回マルキ市国際柔道選手権「サメジウドウカップ」【3月23日(土)～24日(日)】**

マルキ市にて、学生スポーツクラブ「サメジウドウ」主催による『第4回マルキ市国際柔道選手権「サメジウドウカップ」』が開催されます。

開催場所: マルキ, ul. Duża 3

詳細: <http://www.samejudocup.com/>

**【予定】 講演会「俳句」【3月28日(木) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、アグニエシカ・ジュワフスカ＝梅田氏による講演会が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

### **【予定】日本映画上映会【3月30日(土)】**

ワルシャワのスウジェフ文化センターにて、日本映画上映会が開催されます。入場は無料です。

上映スケジュール:

17:00 幼獣マメシバ (2009年)

19:00 誰も守ってくれない (2009年)

開催場所: ワルシャワ, スウジェフ文化センター, Banacha 15

詳細: <https://www.facebook.com/events/355090708430143/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(<http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm>)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))